

日本労働年鑑 第50集 1980年版

The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

XII 人権擁護運動

2 職場の自由と民主主義を守る運動

一九七九年二月一〇日から三日間、「職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議」の主催で、第三回「職場の自由と民主主義を守る全国交流集会」が静岡県伊東市で開かれた。全国二三都道府県の電力、金融、金属、造船重機、運輸一般、化学、国鉄、電機などの職場から二〇三名が集まり、坂根茂事務局長の基調報告「政治反動、『合理化』の新しい段階と職場の自由と民主主義」ののちに、中部電力、石川島播磨、沖電気の職場からの特別報告がおこなわれ、参加者の経験交流の発言がつついた。

坂根事務局長から、職場の自由と民主主義を守る中央連絡会議の決定として「職場の自由と民主主義を守るための七つのあい言葉」が発表された。これは一九七八年二月の第二回全国交流集会で事務局長の提案した「七つのあい言葉」をもとに、さらに一年間の運動をふまえて、その内容を豊富にし、表現を正確にしたものであった。

代表委員引間博愛氏はこの「七つのあい言葉」について、「職場の自由と民主主義を守る運動の中心テーマをずばり一言でいいあらわし、その内容の精髓を簡潔にのべたものです」と説明した。それはつぎのとおりである。

【七つのあい言葉】

一、労働者は労働力は売っても魂と生命は売らない。労働者は人間である。労働者は生産と社会進歩の担い手であり、その生命と自由は尊重されなければならない。

二、職場からいっさいの暴力を追放し、労働者の人間としての尊厳を。労働者の人格は尊重されなければならない。人間の尊厳を冒瀆する暴力や「職場八分」は許されない。

三、思想・信条・良心・表現の自由を守れ。内心の自由と表現の自由は、人間の尊厳の核心であり、全面的に保障されなければならない。

四、思想・性別・組合活動などを理由にするいっさいの差別を許すな。差別は基本的人権を侵害し、人間の連帯を破壊する。差別を武器にして労働者を支配することは許されない。

五、職場の政治活動の自由を守れ。政治活動の自由は国民の基本的権利である。職場の政治活動の自由なくして国の民主主義の発展はありえない。

六、職場の組合活動の自由を守れ。労働者の統一と団結こそが要求を前進させる。労働者の自主的な組合活動の自由なくして労働組合の階級的、民主的強化はありえない。

七、すべての職場に憲法を。憲法は国の最高法規であり、職場は治外法権ではない。基本的人権を保障する日本国憲法はすべての職場に適用される。

二月一二日には、参加者の報告、討論を集約して、「職場の自由と民主主義を守る運動発展のための提言」を発表した。この提言は、従来の運動の成果を確認したのちに、つぎの五項について、ひろく労働者に訴えている。

【職場の自由と民主主義を守る運動発展のための提言】
わたしたちは全国の労働者へ、つぎのように提言する。

一、沖電気をはじめとする指名解雇を粉砕するための全国的な連帯行動をいっそう大規模に展開しよう。この指名解雇は生存権までも奪う思想差別であるとともに、労働者の資本への隷属を強制するものであり、これを粉砕するたたかいは、職場の自由を守るたたかいの今日の焦点となっている。

二、石川島播磨をはじめ軍需生産がおこなわれている企業、職場ですすめられているファシヨ的な抑圧体制の具体的事実を社会的に告発し、糾弾する行動を組織しよう。

三、「減量営経」の名による首切り、人べらし、過密労働など過酷な「合理化」を人間の尊厳を破壊するものとして社会的に糾弾し、これと職場の自由擁護のたたかいを結合させよう。そのために、職場・地域でいろいろな形態の運動を創造的に発展させよう。

四、一ヵ月後に迫ったいっせい地方選挙を前にして、露骨にすすめられている「企業ぐるみ選挙」を糾弾し、国民主権の試金石である投票の自由を守る運動を全国的につよめよう。

五、有事立法の策動、日米共同作戦態勢の強化、元号法制化、弁護士抜き裁判法のたくらみなどの政治反動に反対する民主勢力の積極的な統一行動を前進させよう。

一九七九年二月一二日

職場の自由と民主主義を守る第三回全国交流集会

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
